

「無料」と聞いたのに料金がかかる!?
通信契約のセット販売にご注意!

先日、スマホを買い替えようと、ショップをたずねた。店員から、機種変更と同時に、タブレットも契約すると、タブレット本体の料金が実質無料になると勧められた。タブレットは使ったことがないが、無料ならと思い契約することにした。

しかし後になって、無料なのは本体代金だけで、月々の利用料金がかかることが分かった。解約しようとするところ、違約金がかかるという。



アドバイス

1. 契約の内容はしっかり確認しましょう。

携帯電話・スマホなどの通信契約をする際に、タブレットやポケットWi-Fi、光回線の契約とセットにすることで、「料金割引」「本体代金が実質無料」などと勧誘されることがあります。割引や無料になる条件や対象、期間等を確認し、納得した上で契約しましょう。

なお、通信機器は、本体代金が実質「無料」になっても、通信料等の継続経費がかかります。無料という言葉だけで契約してしまうと、月々の継続経費がかかるだけでなく、解約する場合には、違約金等が発生します。ただし、説明義務等の法令遵守がなされていない場合等には契約解除できることもありますので、消費生活センターへご相談ください。

2. 本当に今必要な契約か考えましょう。

「無料」「安くなる」「キャンペーン」等といわれても、すぐに契約するのではなく、その契約が今自分に本当に必要なものなのかを考えて契約しましょう。

困ったら
ご相談を!

ご注意ください
[相談事例]



「お試し」の**はずが定期購入に!?**
通信販売トラブルにご注意!

【事例】

ネット通販でダイエットサプリメントの試供品を申し込んだ。

当初は1回限りのお試しのつもりであったが、いつの間にか定期購入になっていた。

解約するため、相手方の電話に連絡したが、組み合わせているのか全く繋がらない。

どうすればよいか。



アドバイス

◎「お試し」「1回だけ」のつもりで購入したところ、実際は定期購入契約だったというトラブルが増えています。

◎解約するため、事業者[※]に電話を何度かけても通話中で繋がらず、メールで連絡しても「電話でのみ解約の申し出を受け付けている」として対応されないケースもあります。

◎こうした通信販売には、クーリングオフ制度はありません。事業者が返品や交換できるルールを独自に定めている場合、そのルールに従うことになるので、注意が必要です。

◎不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれた場合、消費生活センターに相談しましょう。

注文前のチェックポイント

- 事業者名や連絡先等の記載があるか
- 連絡先に繋がるかどうか
- 契約内容や解約条件について記載があるか
記載がある場合は
- 【契約の内容】
 - ・定期購入が条件になっていないか
- 【解約の条件】
 - ・定期購入期間内に解約が可能か
 - ・解約の申し出先や方法

催し予告

消費者教育講演会

「ウマイ話の落とし穴～だまされる心理～」

日時：10月26日(水) 14時～15時30分

場所：メセナひらかた会館 6階 大会議室

対象：市内在住・在職・在学の方

定員150名

講師：西田 公昭さん(立正大学教授)

手話：有り

申込み：電話・FAXにて受付

(072-844-2433)



詳しくは、広報ひらかた 10月号または配布中のチラシをご確認ください。

法の日週間記念 市民講座

「気をつけよう!

クレジットカードの落とし穴」

日時：10月28日(金) 14時～16時

場所：消費生活センター 研修室

定員：先着40名

講師：松尾 善紀さん(大阪弁護士会)

手話：有り(10月17日までに要予約)

申込み：電話(072-841-1559)

FAX(072-846-8861)

広聴相談課にて受付

共催：大阪弁護士会

枚方市(広聴相談課・消費生活センター)

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。